

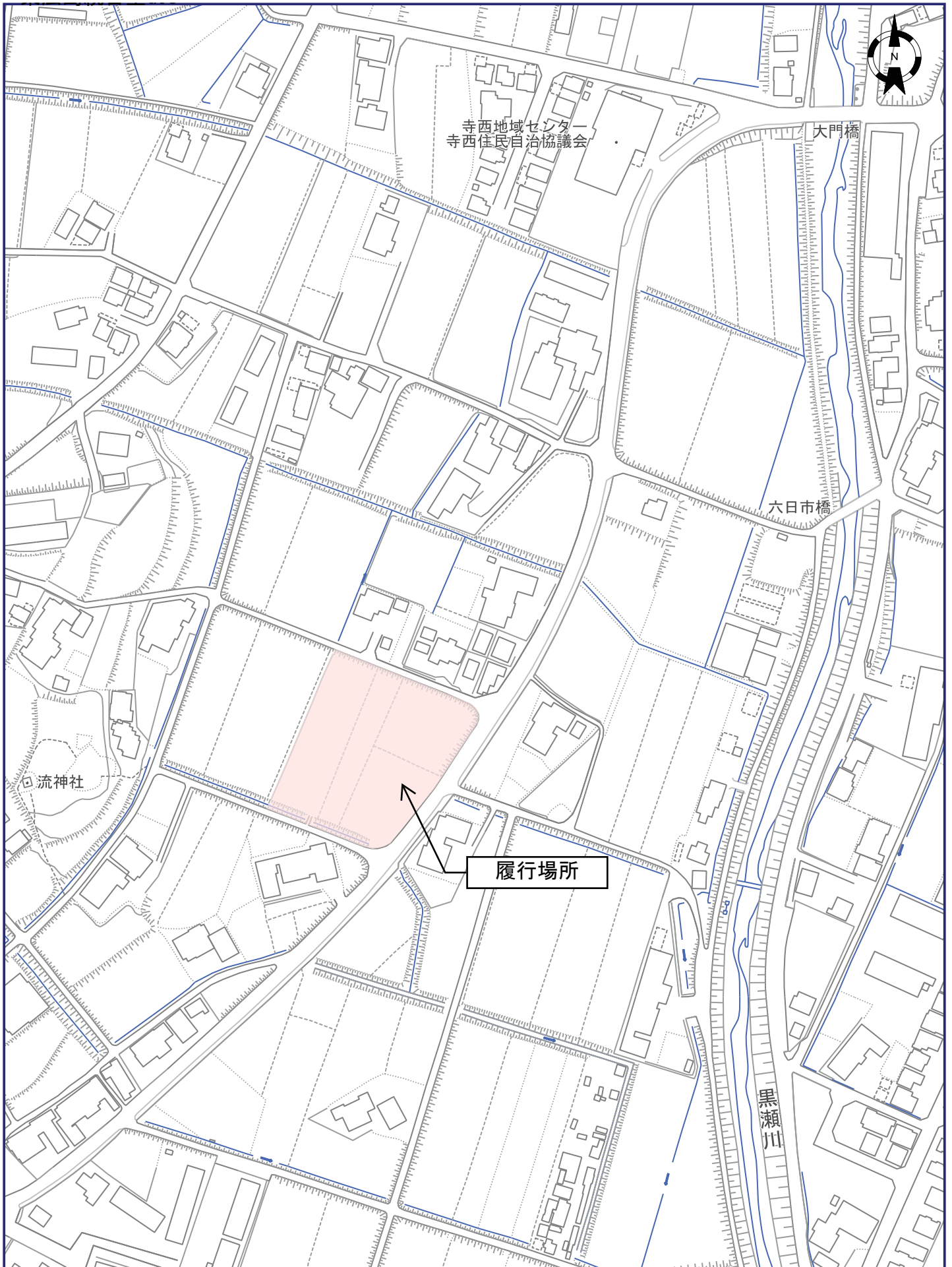
令和7年度

公立保育所等施設整備事業

(仮称)認定こども園てらにし新築設計業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市西条町寺家



1/2500

0 100m

特 約 事 項

1 債務負担行為に係る契約の特則

- (1) 業務委託契約約款(以下「約款」という。)において、各会計年度における業務委託料の支払限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度 10,500,000円

令和8年度 残額

- (2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 10,500,000円

令和8年度 残額

- (3) 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

2 債務負担行為に係る契約の前金払の特則

- (1) 約款第33条及び約款第34条の規定の適用について、約款第33条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び約款第34条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- (2) 前号の規定にかかわらず、当該契約においては、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

設計業務等委託料

令和7年度 公立保育所等施設整備事業

(仮称) 認定こども園てらにし新築設計業務

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費						
新築設計		1	式			
諸経費						
新築設計		1	式			
技術料等経費						
新築設計		1	式			
特別経費		1	式			
現地調査費		1	式			
RIBC使用料		1	式			
地質調査費		1	式			
小計						
業務価格		1	式			千円未満切捨て
消費税等相当額		1	式			10%
設計業務等委託料		1	式			

地質調査費内訳別紙明細書

地質調査業務 ボーリング調査 12m×2 箇所

名称		仕様		数量	単位	単価		金額	備考
① 間接調査費	足場仮設費	平坦足場	当初	2	箇所				
			変更						
② 直接調査費	機械ボーリング	砂・砂質土 φ66	当初	24	m				
			変更						
	標準貫入試験	砂・砂質土	当初	24	回				
			変更						
			当初						
			変更						
			当初						
			変更						
			当初						
			変更						
	小計		当初						
			変更						
③ 印刷製本費等	印刷製本費		当初	1	式				
		変更							
	施工管理費		当初	1	式				
			変更						
④ 検定費			当初	2	本				
			変更						
⑤ 諸経費			当初	1	式				
			変更						
合計	①+②の小計+③+④+⑤		当初						
			変更						

設計業務委託特記仕様書

1. 業務名称

令和 7 年度 公立保育所等施設整備事業
(仮称) 認定こども園てらにし新築設計業務

2. 履行場所

東広島市 西条町寺家

3. 技術者

次の資格を有する管理技術者及び担当技術者を定めること。

(1) 管理技術者

- 管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士（以下「一級建築士」という）で資格取得後、建築設計に関し実務経験8年以上有する者とする。

(2) 担当技術者

- 担当技術者（意匠）の資格要件は、一級建築士で資格取得後、建築設計に関し実務経験3年以上有する者とする。
- 担当技術者（構造）の資格要件は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 建築構造士（（一社）日本建築構造技術者協会による資格認定）
 - 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士
- 担当技術者（設備）の資格要件は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士
 - 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士
 - 設備設計に関し実務経験9年以上有する者

(3) その他

- 管理技術者及び担当技術者（意匠）（構造）（設備）は、受注者と直接雇用関係のある者とする。
- 管理技術者及び担当技術者（意匠）（構造）（設備）は、要件を満たす場合であったも、兼ねることができない。

4. 建物概要

鉄骨造 平屋建て 延床面積A=約1,200m²

用途： 保育園 （令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第 11 号 第 1 類）

用途地域等 都市計画区域 市街化調整区域 法22条指定区域

耐震安全性の分類：「総合耐震計画基準（平成8年10月24日付け建設省営計発第100号）」による、耐震安全性の分類

①構造体 II類、 ②建築非構造部材 B類、 ③建築設備 乙類

5. 業務内容

認定こども園の新築設計

○認定こども園の新築に係る建築、電気設備、機械設備の設計業務

○地質調査：ボーリング調査 12m×2箇所、標準貫入試験 12回×2箇所

(1) 基本設計

① 一般業務

- ☐ 建築設計
- ☐ 電気設備設計
- ☐ 機械設備設計
- ☐ 概算工事費算出

② 追加業務

- ☐ 概略工事工程表作成
- ☐ 透視図作成
- ☐ 敷地測量（レベル管理）
- ☐ 住民説明等に必要な資料の説明

(2) 実施設計

① 一般業務

- ☐ 建築設計
- ☐ 電気設備設計
- ☐ 機械設備設計
- ☐ 概算工事費算出

② 追加業務

- ☐ 積算
- ☐ 概略工事工程表作成
- ☐ 地質調査
- ☐ 透視図作成

(2) 手続き

① 手続き業務

- ☐ 計画通知手続き
- ☐ 構造計算適合性判定手続き
(不要な場合は変更対象とする。)
- ☐ 建築物省エネ法手続き
- ☐ バリアフリー法手続き
- ☐ 官公署諸手続き

- ※ 官公署諸手続きについては、必要な場合のみ事前協議等遅滞なく行い、書類の訂正・疑義事項・不備等についての対応を行うこと。
- ※ 計画通知手続きが必要な場合の計画通知書等手続き書類の作成は、一般業務に含む。
- ※ 確認済証、構造適合性判定通知書、建築物省エネ法適合性判定通知書又は届出書及び官公署書類について、すべての審査等が完了（指摘事項の修正等が完了）した上で各機関が済証等の交付手続きに要する事務期間は業務外とする。

6. 設計基本コンセプト

- 経済性、施工性、維持管理の容易性、機能性、耐久性及び工事費等を考慮の上、最も効果的な計画（工法・対策）を立案すること。
- 建物の仕上・各種設備の選定にあたっては、その施設の目的、機能を考慮して十分検討すると共に、建設費及びランニングコストの縮減に特段の配慮を行うこと。

7. 共通事項

- (1) 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最終改定 令和6年3月26日付、国営整第213号）」による。
- (2) 設計は、関係法令の規程や諸基準を遵守すること。
- (3) 工事場所の気象条件、周辺環境を考慮し、設計を行うこと。
- (4) 設計に先立ち、現地調査等を入念に行うこと。
- (5) 建物形状、仕様、構造、工法については多面的に検討し、建設コスト及び維持管理コストの削減に努めること。
- (6) 設計に際しては、調査職員（又は関係部局）と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図ること。
- (7) 設計図書の作成は、別紙「委託範囲及び設計書作成要領」によることとし、原則として特定の製品製造所名は記載してはならない。
- (8) 工事費内訳書の作成は、公共建築工事内訳書標準書式「建築工事編」「設備工事編」（最終改定 令和5年3月29日付、国営積第8号）、広島県公共建築工事積算基準（令和5年度改定）、広島県公共建築工事共通費積算基準（令和6年改定）広島県公共建築工事積算基準等資料（令和6年度改定）によること。ただし、調査職員より指示があった場合はこの限りではない。
- (9) 工事費内訳書の単価は、原則建設物価・積算資料等の刊行物の平均値を採用すること。なお、採用する刊行物の発行月は調査職員に確認し決定すること。
- (10) 工事費内訳書の単価を見積とする場合は、3社以上に見積を取り、合計見積額が最低となる1社を採用すること。なお、見積依頼をする前には見積依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。（単価見積は採用しないこと）
- (11) 業務を履行する上で、設計の一部に対し第三者の協力を得る場合（積算業務、地質調査業務等）には、あらかじめ委任（下請負）承認願を提出し承諾を得ること。
- (12) 建築と電気・機械との設計内容の調整及び確認を行うこと。
- (13) 業務着手にあたり、業務実施工程表及び業務実施計画書を提出し、調査職員の承諾を得ること。
- (14) 概算工事費は、社会情勢等を十分に考慮し、算出すること。
- (15) 業務実施工程表作成にあたっては、計画通知提出から取得時期（適判含む）までに要する期間及び市の検討期間を十分に考慮し、履行期間内に業務を完了させるように、検討すること。また、各検討期間に時間を要した場合は、適宜実施工程表を見直し、増員等で対応すること。
- (16) 設計に先立ち、現地調査を十分に行うこと。
- (17) 見積書は紙（FAX含む）又は電磁的記録などいずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可とする。（担当者印の代替えとしての直筆署名も不要）
- (18) その他、調査職員の指示により、業務遂行に必要な資料収集、提案を行うこと。

8. 個別事項

- (1) 本保育所は、既設の寺西保育所の老朽化及び需要に対する供給が追い付いていないことによる移転建替えを行うものである。設計に当たっては、現地調査を入念に行い、関係法令の規定や諸基準を遵守の上、各機関との調整を遅延なく行うこと。
- (2) 基本設計において、調査員提示の条件を元に園舎、園庭、駐車場の配置及び車両導線等をレイアウトし、纏めた比較検討書を複数案作成し立案すること。
- (3) 園舎については、必要諸室（契約後提示）を基に、平面・立面計画（透視図（鳥瞰図、外観図、内観図）含む）を複数案提案すること。
- (4) ZEBについては各段階（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready）の概算工事費を作成し、保育課との協議の上、求めるレベルを決定し検討及び設計に反映すること。
- (5) 構造については木造も含めて比較検討を行うこと。また、内装の木質化（県産材使用、市産材使用）については、使用可能な部位について比較検討（透視図作成含む）を行うこと。
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条に基づく認定を受けること。ただし、基本設計時に認定を受けるための概算工事費を算出し、保育課との協議により不要と判断された場合にはこの限りではない。
- (7) 太陽光発電設備（蓄電池等含む）については、トータルコストを勘案し、複数案提案すること。
- (8) 設計業務内で、配置及び園舎の基本方針決定及び実施設計に係る調査職員指示の項目については、検討項目を定め、比較検討資料を作成し設計を進めること。
- (9) (2)～(8)でまとめた比較検討の内、調査員が指示したものについては、令和8年4月30日までに基本設計成果品に定められている概算工事費を算出し提出すること。ただし、概算工事費について見積掛率などを十分に精査し算出すること。
- (10) 令和8年6月に地元説明を予定している。市からの要請に応じて、地元説明会に参加すること。住民説明資料として、令和8年4月30日までに基本計画概要書（A3 1枚）、透視図（鳥瞰図、外観図、内観図）を作成し、必要に応じて、三次元デジタル空間を用いた手法（BIMモデル、VR、AR等）を活用するなど、施設内外をウォークスルーで視覚的に確認できるようなデータを作成すること。なお、当該データは、地域住民等への説明・合意の取り付けの際に活用することを想定している。
- (11) 敷地測量は工事に影響のない構造物又は工作物等にKBMを設定しレベル管理を行うこと。なお、レベル測定は一般業務に含むものとする。
- (12) 工事予算確保のため、令和8年9月29日までに工事内容の一覧、工事スケジュール、仮設計画及び実施設計成果品に定められている概算工事費（諸経費込み 税込み）を作成及び算出し提出すること。

- (13) 現地地質調査については、別途発注の造成業者と入念に日程調整等を行った上、作業を行うこと。
- (14) 設計段階において、地域住民等との協議により、内容を変更する可能性があるため、これらの変更協議・修正等に協力すること。

9. 提示図書

		形態	ファイル形式
(1)	令和7年度 公立保育所等施設整備事業 寺西保育所建替え造成設計業務 設計図	データ	Jww
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
(6)			

10. 提出図書

【成果品】



基本設計図書

- 計画説明書
- 仕様概要書
- 仕上概要書
- 面積表及び求積図
- 敷地案内図
- 配置図
- 平面図（各階）
- 断面図
- 立面図（各面）
- 工事費概算書
- 仮設計画概要書
- 打合せ簿（提出分副本の写し）
- 構造計画説明書
- 構造設計概要書
- 電気設備計画説明書
- 電気設備設計概要書
- 機械設備計画説明書
- 機械設備設計概要書
- 概略工事工程表
- 透視図（鳥瞰図、外観図、内観図）データ
- 各比較検討書
- 官公庁協議資料
- その他調査職員が指示するもの
- レイアウト等比較検討書（CADデータ、原図PDFデータ）
- 概算工事費内訳書（提出分の写し）
- その他調査職員が指示するもの

2 部 ※パイプ式ファイルで提出すること
CD-Rは1部提出



実施設計図書

- 実施設計図面（CADデータ、原図PDFデータ）
- 実施設計説明書
- 内訳書ファイルデータ（RIBCデータ）
- 工事費内訳明細書（金入り）
- 数量計算書
- 数量拾い図（必要な場合のみ）
- 見積依頼先名簿（提出分の写し）
- 見積比較表（本市指定様式）
- 見積書
- 刊行物比較表（任意様式）
- 刊行物写し
- 打合せ簿（提出分副本の写し）
- 見積掛率一覧表
- 概算工事費内訳書（提出分の写し）
- 透視図（鳥瞰図、外観図、内観図）データ
- 地質調査結果報告書
- その他調査職員が指示するもの

1 部 ※パイプ式ファイルで提出すること
※CD-Rにて提出すること
※必要に応じて
※CD-Rにて提出すること
※A4、2UPで印刷すること
※紙、CD-Rにて提出すること
※読み取れる図面サイズとすること

※内訳書と順序を揃えること
※紙、CD-Rにて提出すること
※紙、CD-Rにて提出すること
※採用単価をマーキングすること

☐	構造計算書	必要部数 ※協議記録等は打合せ簿で提出すること
☐	設備容量等計算書	1 部
☐	官公署手続き書類	必要部数 ※協議記録等は打合せ簿で提出すること
☐	実施設計原図（普通紙）	1 部 ※サイズは設計書作成要領による
☐	見開き A 3 版製本	6 部
☐	A 3 綴じ込み折り	1 部 ※穴はあけずクリップ留で提出すること
☐	A 3 平綴じ	1 部 ※穴はあけずクリップ留で提出すること

【事務書類】

☐	管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書	1 部
☐	業務実施工程表	2 部 ※正副
☐	業務実施計画書	2 部 ※正副
☐	業務履行報告書	1 部 ※毎月月初めに提出すること
☐	業務打合せ簿	2 部 ※正副
☐	貸与品借用（返納）書	1 部
☐	委任（下請負）承認願	1 部 ※必要に応じて
☐	見積依頼先名簿届	1 部 ※見積依頼を行う前までに提出すること
☐	業務完了通知書	1 部
☐	引渡書	1 部 ※業務完了検査結果通知書の発行後提出
☐	その他調査職員が指示するもの	必要部数

※ 実施設計図書について、1つのパイプ式ファイルに収まらない場合は、分冊すること。

※ 実施設計図書は、インデックス等を使用し、わかりやすく整理すること。

※ C D－Rは、パイプ式ファイルに収納できること。（C Dケースをパイプ式ファイルと別にしないこと）

※ 原図への設計者押印は不要とする。

※ 見開き A 3 版製本、A 3 綴じ込み折り及び A 3 平綴じについて提出する場合は検査日までに各 1 部ずつ提出し、工事発注前後に調査職員より連絡があり次第残り部数を納品すること。

11. 設計基準

【建築設計】

- 建築工事設計図書作成基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築鉄骨設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築改修設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（編集 国土交通省、発行 人にやさしい建築・住宅推進協議会国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）

【建築積算】

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説／建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 東広島市営繕工事内訳書作成要領（最新版）

【設備設計】

- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例
- 東広島市水道事業における給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島県水道広域連合企業団）
- 東広島市公共下水道条例
- 東広島市公共下水道排水設備要綱（東広島市）

【設備積算】

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説／建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 東広島市営繕工事内訳書作成要領（最新版）

【地質調査】

- 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）

12. その他

- （１） 各提出資料の書式等については、調査職員と協議すること。
- （２） 工事費内訳明細書（金入り）は、（財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システムによる内訳書ファイルにより提出すること。
- （３） 設計図は原則ＣＡＤで作成し、データを提出のこと。
 - ① 成果品として提出するファイル形式は、原則としてＪＷ－ＷＩＮ（最新版）とする。
 - ② ＪＷ－ＷＩＮ以外の場合とするときは、ＪＷ－ＣＡＤ形式若しくはＤＸＦ形式にて提出してもよい。ただし、ＪＷ－ＷＩＮにてデータが完全に互換できなければならないものとする。
 - ③ データ納入の際には、必ずその時点での最新パターンを利用したウィルスチェックをすること。
 - ④ 設計図データは全て縮小率を記入すること。
 - ⑤ 既存図面の活用化については、調査職員と協議を行うこと。
 - ⑥ 環境設定ファイルを同封すること。
- （４） 設計原図をＰＤＦデータ化する場合の解像度は指定しないが、解読不能や文字化けなどの不良がないこと。

委託範囲及び設計書作成要領（建築工事）

基本設計	設計資料		調査研究企画報告書		
			関連技術資料書		
			○ 各種法令手続きのための技術資料の作成		
	設計図書	総合	○ 比較検討説明書		
			○ 仕様計画概要書		
			○ 仮設工程表		
			○ 面積及び求積表		
			○ 敷地案内図		
			○ 配置計画図		
			○ 平面（各面）及び動線計画図		
			○ 断面計画図		
			○ 立面計画図		
			○ 矩計図（主要部詳細図）		
		構造	○ 構造計画概要書及び仕様概要書		
			○ 構造計画書		
		積算	○ 工事費概算書		
			○ 工事日程計画書		
実施設計	仕様書		○ 共通仕様書	仕様書の指定及び一般の事項	
			○ 特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項	
			○ 手続き		
	総合	一般図	○ 工事概要		工事名称、工事場所、建物規模、工事範囲の明記
			○ 面積表		
			○ 仕上表		
			○ 敷地案内図		
			○ 仮設計画図	1/250・1/500	
			○ 配置図	1/250・1/500	

実施設計	総合	一般図	○ 平面図	1/100・1/200	
			○ 立面図	1/100・1/200	
			○ 断面図	1/50・1/100	必要な場合
			○ 各伏図	1/100・1/200	必要な場合
			○ 建具位置図	1/100・1/200	
			○ 建具表	1/50・1/100	記入順序は、積算要領による。
			○ 外構図		必要な場合
			○ 日影図		
		詳細図	○ 矩計図	1/30・1/50	
			○ 展開図	1/30・1/50	詳細図と兼ねてよい
			○ 平面詳細図	1/30・1/50	下階から上に追う
			○ 部分詳細図	1/30・1/50	
	構造	構造図	○ 基礎伏図	1/100・1/200	
			○ 杭伏図	1/100・1/200	基礎伏図に併記してよい。
			○ 各階構造伏図	1/100・1/200	
			○ 柱リスト	1/30・1/50	
			○ 梁リスト	1/30・1/50	
			○ 架構図	1/30・1/50	必要な場合
			○ 床版リスト、配筋図	1/30・1/50	必要な場合
			○ 階段、壁リスト	1/30・1/50	必要な場合
			○ 雑配筋図	1/30・1/50	必要な場合
			○ 敷地調査図		
		計算書	○ 構造計算書		
		積算	○ 総合		

実施設計	積算	○	構造	官公署諸手続き（確認申請、消防設備計画書）等に伴う建築士のチェック及び押印を含む。
	設備との調整	○	電気設備	
		○	機械設備	
備考				
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。		
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。		
	3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。		
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。		
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。		
	6	図面の大きさは、A 2 版を標準とする。		
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。		
	8			
	9			
	10			

委託範囲及び設計書作成要領（電気設備工事）

基本設計	積算資料	○ 調査研究企画報告書	
		○ 関連技術資料書	
		○ 各種法令手続きのための技術資料の作成	
	設計図書	○ 計画説明書	
		○ 電気設備計画概要書	
		○ 仕様概要書	
		○ 各種技術資料	
		○ 工事費概算書	
		○ 工事日程計画書	
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書	仕様書の指定及び一般的事項
		○ 特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項
		○ 手続き	
	設計図書	○ 工事概要	
		○ 敷地案内図	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設
		○ 配置図	
		○ 受変電設備図	・ 既設 ・ 改修 ・ 新設(必要な場合)
		○ 自家発電設備図	1/100・1/200 ・ ティーゼーブル ・ カスターヒン
		結線図、機器配置図、仕様	1/30・1/50 ・ 運転時間 H
		○ 蓄電池設備図	1/100・1/200 ・ 非常用 ・ 受変電用 ・ 弱電用
		○ 幹線系統図	〃
		○ 電灯設備配置図	〃
		○ 照明器具姿図	〃 ・ 国土交通省仕様による。
		○ 分電盤回路図、姿図	〃
		○ 動力設備配線図	〃
		○ 制御盤、操作盤回路図、姿図	〃
		○ 電話設備	〃 ・ 交換機 ・ 電話機
		○ 警備設備	〃
		○ 火災報知設備	〃 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設
		○ 防犯設備	〃 ・ 機器設置 ・ 空配管

実施設計	設計図	☐	TV共同受信設備	〃	・一般・BS・CS・ITV				
		☐	電気時計設備	〃	・電気式・10年電池式				
		☐	拡声設備	〃	・非常用・全館・個別				
			出退表示設備	〃					
		☐	インターホン設備	〃					
		☐	構内情報通信網設備	〃					
		☐	中央監視設備	〃					
			避雷針設備	〃					
		☐	構内外灯	〃					
	計算	☐	設計計算						
		☐	受電	☐	電圧降下	☐	照度	☐	その他
	積算	☐	積算明細書の作成 数量算出書						
	その他	☐	電波障害調査（概算費用を含む）						

	備考						
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。					
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。					
	3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。					
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。					
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。					
	6	図面の大きさは、A2版を標準とする。					
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。					

委託範囲及び設計書作成要領（機械設備工事）

基本設計	積算資料	○ 調査研究企画報告書	
		○ 関連技術資料書	
		○ 各種法令手続きのための技術資料の作成	
	設計図書	○ 計画説明書	
		○ 給排水衛生設備計画概要書	
		○ 空調換気設備計画概要書	
		○ 仕様概要書	
		○ 各種技術資料	
	仕様書	○ 工事費概算書	
		○ 工事日程計画書	
		○ 共通仕様書	仕様書の指定及び一般的事項
		○ 特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項
実施設計	設計図書	○ 手続き	
		○ 機械器具一覧表（昇降機設備、し尿浄化槽等含む）	① 冷暖房空調工事は出来るだけ一枚にまとめる。 ② 主要機器については、構造、寸法、能力、動力数量、制御方式、設置場所、附属品、仕様等を明記する。
		○ 工事概要	
		○ 敷地案内図	
		○ 配置図	1/200～1/500 屋外配管図、勾配図を併記してもよい。
		○ 各階平面図	1/100～1/200 原則として各階ごとに原図1枚とし特に1階は屋外配管、別途工事等の関係を明確にする。

実施設計	設計図	○ 各部詳細図	1/20～1/50		
		○ 配管ダクト系統図	主要配管、ダクト等の系統を明確に表現する。		
		○ 動力操作盤		①	特に電気工事との施工区分を明確にする。
			○ 自動制御計測図		②
	設計	○ 設計計算			
	積算	○ 積算明細書の作成			
備考					
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。			
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。			
	3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。			
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。			
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。			
	6	図面の大きさは、A 2 版を標準とする。			
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。			